

鹿児島県警察本部指令第1号
令和5年4月14日

公益財団法人鹿児島県交通安全協会
理事長 中村 博之 殿

鹿児島県知事 塩田 康一



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、以下のとおりです。
令和5年5月1日から令和10年4月30日まで